明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**七）　一

〔告　示〕

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一〇

○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件（**国税庁**五）　一七

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**三九六）

○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**三九七）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分取消訴訟の判決確定関係　四

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四

会社その他
会社決算公告　四九

省令

○農林水産省令第七号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）	（略）
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
第二十九条第一項（第八十四条及び第百十一条の二十八において準用する場合（第百十一条の二十八にあっては、第二十九条第一項本文に限る。）を含む。）	第二十九条第一項（第八十四条及び第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）
第十一条（第三十三の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条並びに第三十三条の二第四項及び第五項	第二十七条第一項、第二項及び第三項並びに第三十三条の二第四項及び第五項
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）	（新設）
第十条の十六	（略）
（略）	第二十条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第十条の二第二項、第三十四条の二第一項、第四十条第四項及び第十項（これらの規定を同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十三条の四第二項並びに第五十六条第一項
輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）
（略）	（略）
第二十条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第十条の二第二項、第三十四条の二第一項、第四十条第四項及び第十項（これらの規定を同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十三条の四第二項並びに第五十六条第一項	（略）
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）	林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）
第十二条第二項及び第二十六条	第二十六条
（略）	（略）
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）
（略）	（略）
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）	（新設）
第三十条	（新設）
（略）	（略）

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）	（略）	別表第二の一の項の下欄４、二の項の下欄４、三の項の下欄４及び四の項の下欄４	第三十四条
家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）			
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）		別表第三特定飼料の製造管理の方法の項の下欄第五号エ、特定飼料の品質管理の方法の項の下欄第二号ウ、亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウムの製造管理の方法の項の下欄第五号エ及び亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウムの品質管理の方法の項の下欄第二号ウ並びに別表第六配合飼料、とうもろこし・魚粉二種混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料、魚粉、フェザーミールの製造管理の方法の項の下欄第四号エ及び配合飼料、とうもろこし・魚粉二種混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料、魚粉、フェザーミールの品質管理の方法の項の下欄第二号ウ	
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）			
（略）	（略）	（略）	（略）
動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成六年農林水産省令第十八号）	（略）	第二十三条第五号及び第六号	第六条第二項（第三十一条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一号及び第三号（これらの規定（同号イを除く。）を第三十一条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二号並びに第二十九条第三号
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第二十三号）			
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成七年農林水産省令第四十号）			

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）	（略）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成六年農林水産省令第十八号）	（略）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成七年農林水産省令第四十号）	（新設）	（新設）	第六条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）、第十八条第一号及び第三号（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十八条第二号並びに第二十九条第三号

（略）	（略）
動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）	第七十条第二項、第七十四条第二項、第八十四条第一号及び第二号、第八十七条、第九十一条の五十六第二項、第九十一条の六十三第二項、第九十一条の七十二第一号及び第二号、第九十一条の七十五、第九十一条の百三十三第二項、第九十一条の百三十九第二項、第九十一条の百四十七第一号及び第二号、第九十一条の百五十、第百四条第一項及び第三項（これらの規定を第百八条の二第一項及び第百十条の四第一項において準用する場合を含む。）、第百四条の二（第百八条の二第一項及び第百十条の四第一項において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項及び第三項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第二項及び第三項、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第三項並びに第百五十条の十六
動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第十九号）	第六条第二項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一号（第十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三号、第十七条第三項並びに第十九条第一号及び第三号
（略）	（略）
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十四号）	（略）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第五十九号）	第三条第四項
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

（略）	（略）
動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）	第七十条第二項、第七十四条第二項、第八十四条第一号及び第二号、第八十七条、第九十一条の五十六第二項、第九十一条の六十三第二項、第九十一条の七十二第一号及び第二号、第九十一条の七十五、第九十一条の百三十三第二項、第九十一条の百三十九第二項、第九十一条の百四十七第一号及び第二号、第九十一条の百五十、第百四条第一項及び第三項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百四条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項及び第三項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第二項及び第三項、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第三項並びに第百五十条の十六
動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第十九号）	第六条第二項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一号及び第三号（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第三項並びに第十九条第一号及び第三号
（略）	（略）
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十四号）	（略）
（新設）	（新設）
動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十二号）	第十四条第二号及び第十五条第三号
（略）	（略）

動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十一号）	（略）
動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十二号）	第十四条第二号及び第十五条第三号
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十三号）	（略）
特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成三十年農林水産省令第七十六号）	第五条第一号、第八号、第十号及び第十一号、第六条第一号及び第七号から第九号まで、第七条第三号及び第六号（これらの規定を第八条において準用する場合を含む。）、第十条第二項第一号から第三号まで及び第五号、第十二条第二項、第十三条第二項第七号、第十四条第一号、第十五条第二項、第十六条第二項、第十八条第四項並びに第十九条第一項（第一号を除く。）から第三項まで及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
土地改良法	第十六条第一項及び第二項、第二十九条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第七十九条第一項並びに第百十一条の十六第一項及び第二項
（略）	（略）
肥料の品質の確保等に関する法律	（略）
植物防疫法	第十条の十六
（略）	（略）
漁船損害等補償法	第十九条第一項、第五十九条及び第六十一条
（略）	（略）
漁業災害補償法	第二十二条及び第三十四条第三項（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。）

動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十一号）	（略）
（新設）	（新設）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十三号）	（略）
（新設）	（新設）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
土地改良法	第十六条第一項、第二十九条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項並びに第百十一条の十六第一項及び第二項
（略）	（略）
肥料の品質の確保等に関する法律	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
漁船損害等補償法	第二十一条第一項、第五十九条及び第六十一条
（略）	（略）
漁業災害補償法	第二十二条第一項及び第二項並びに第三十四条第三項（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。）

（略）	（略）
森林組合法	第十条第二項、第十九条第二項、第二十四条第二項及び第二十六条の三第二項（これらの規定を第百九条第一項において準用する場合を含む。）
遊漁船業の適正化に関する法律	（略）
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第三十条
（略）	（略）
獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）	第十一条
家畜伝染病予防法施行規則	別表第二の一の項の下欄4、二の項の下欄4、三の項の下欄4及び四の項の下欄4
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）
動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	（略）
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則	第十五条第一項
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第五条、第六条第一項、第七条、第十一条第一項第四号、第十二条第二号、第二十八条第二号及び第二十九条第三号（これらの規定（第六条第一項第九号から第十一号まで、第二十八条第二号及び第二十九条第三号を除く。）を第三十一条第一項において準用する場合を含む。）
動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号及び第九号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条、第十七条並びに第十九条第五号から第七号まで
（略）	（略）

（略）	（略）
森林組合法	第十条第二項、第十九条第二項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第二項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）
遊漁船業の適正化に関する法律	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）	第十一条第一項及び第二項
（新設）	（新設）
農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第二十八条
（略）	（略）
動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	（略）
（新設）	（新設）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第五条、第六条第一項、第七条、第十一条第一項第四号及び第十二条第二号（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十八条第二号並びに第二十九条第三号
動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第五号から第七号まで
（略）	（略）

動物用医薬品等取締規則	
（略）	（略）
動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第五条第一項から第五項まで（これらの規定（同条第一項第五号を除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）
動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号及び第九号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条、第十七条並びに第十九条第五号から第七号まで
（略）	（略）
動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条及び第四条第二項第一号から第三号まで
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条及び第四条第二項第一号から第三号まで
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令	第三条第四項
（削る。）	（削る。）

動物用医薬品等取締規則	
（略）	（略）
動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第五条第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）
動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第五号から第七号まで
（略）	（略）
動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで
（新設）	（新設）
動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	第十四条第二号及び第十五条第三号

動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号及び第九号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条、第十七条並びに第十九条第五号から第七号まで
動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	（略）
動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	第十四条第二号及び第十五条第三号
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条及び第四条第二項第一号から第三号まで
農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）	（略）
特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令	第五条第八号、第六条第七号、第七条第一号及び第三号（第八条において準用する場合を含む。）、第九条第一号及び第二号、第十条第二項第七号、第十二条第二項、第十三条第二項第六号、第十五条第一項、第十六条、第十七条第三項から第五項まで、第十八条並びに第十九条第二項、第三項及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
土地改良法	第二十九条第四項（第八十四条及び第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）及び第八十五条第六項（第八十五条の三第四項及び第十項並びに第八十五条の四第三項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律	第二十条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二第三項第一号、第三十四条の二第二項第一号、第三十六条の七第五項第一号（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十条第十二項第一号（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号及び第五十六条第二項第一号

動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第五号から第七号まで
動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	（略）
（新設）	（新設）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで
農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）	（略）
（新設）	（新設）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
土地改良法	第二十九条第四項（第八十四条及び第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律	第二十条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二第三項第一号、第三十四条の二第二項第一号、第三十六条の七第五項第一号、第四十条第十二項第一号（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、同法第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号及び第五十六条第二項第一号

（略）	（略）
森林組合法	第四十一条の二第三項第一号（第九十二条（第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第二項第一号（第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第三項第一号（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第十一項第一号（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第四項第一号（第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九十八条の九第四項第一号
（略）	（略）

別表第四（第十条関係）

（略）	（略）
農業保険法	第三十四条第四項
農薬取締法	（略）
水産業協同組合法	第二十九条の二第一項
土地改良法	第三十三条の二第四項
肥料の品質の確保等に関する法律	（略）
（略）	（略）
森林組合法	第十五条
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則	
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第八条第三号及び第四号、第九条第四項並びに第五項第一号ハ及び第四号、第十条第一項第二号、第二項第一号及び第三号、第三項第二号並びに第四項、第十一条第一項第四号及び第六号並びに第二項第五号、第十二条第二号並びに第十三条第一項第二号及び第二項（これらの規定を第三十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十五条から第十七条まで

（略）	（略）
森林組合法	第四十三条の二第二項第一号（第九十二条（第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第三項第一号（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第十一項第一号（第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九十八条の九第四項第一号
（略）	（略）

別表第四（第十条関係）

（略）	（略）
農業保険法	（新設）
（新設）	（新設）
水産業協同組合法	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
森林組合法	（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第八条第三号及び第四号、第九条第四項並びに第五項第一号ハ及び第四号、第十条第一項第二号、第二項第一号及び第三号、第三項第二号並びに第四項、第十一条第一項第四号及び第六号並びに第二項第五号、第十二条第二号並びに第十三条第一項第二号及び第二項（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）並びに第十五条から第十七条まで

（略）	（略）
動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第六条第三号、第七条第二項、第八条第一項第四号及び第二項、第九条第一項第二号から第四号まで及び第二項第二号から第四号まで並びに第十条第三項及び第四項（第六条第三号、第八条第一項第四号並びに第九条第一項第二号から第四号まで及び第二項第四号の規定を第十二条第一項及び第十三条第一項において準用する場合並びに第十条第三項及び第四項の規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（略）
特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令	第七条第一号、第九条第一号、第十条第二項第六号及び第十九条第六項

（略）	（略）
動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第六条第三号、第七条第二項、第八条第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号、第九条第一項第二号から第四号まで及び第二項第二号から第四号まで並びに第十条第三項及び第四項（第六条第三号、第八条第一項第四号並びに第九条第一項第二号から第四号まで及び第二項第四号の規定を第十二条第一項及び第十三条第一項において準用する場合並びに第十条第三項及び第四項の規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（略）
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。